



居宅介護支援事業所です

私たちケアマネージャー(介護支援専門員)は、介護を必要とされる方が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援します。



対象者・・・要介護1以上の認定を受けた方



サービスの内容

・ケアプラン(居宅サービス計画)の作成

自宅で適切にサービスを利用できるように、その方の心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成します。



・サービスの連絡・調整

ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所や施設などとの連絡・調整を行います。

※また、居宅介護支援事業所では、本人や家族の代わりに、要介護認定の申請手続きや更新認定の申請手続きを行います。



利用料について

利用料はありません(介護保険で全額が支払われます)。



お問い合わせ、ご相談 ☎ 41-1200